

第 26 回定期総会議案書

(書面総会) 令和 5 年 4 月 2 8 日



練馬区立光が丘第一中学校 PTA

令和4年度、経験不足の私がPTA会長という大役を仰せつかり、校長先生をはじめ教職員の方々、役員、委員、保護者の皆さまのお力添えのもとに一年間を終えることができました。この一年間、会長を経験する中で、初心者だからこそ、多くの学びや気づきがありました。このPTA活動は、子供たちが学校生活を安心・安全に送るため、さらには健やかに成長をするために、学校・地域・保護者をつなぐ橋渡しとなっています。PTAをインターネットで検索すれば、否定的な記事が多く、多様化する今の時代に即していない部分があることは否めません。しかしだからといって簡単にやめるのではなく、時代に合わせて、子供たちのために第一に考え、できるひとが、できることを、できるときにお互いに子供たちのために負担をしあう、そんな柔軟なPTAを目指して参ります。そのためには、保護者の皆様のお力添えが必要です。今後とも本校PTAにご理解、ご協力を賜りますよう切にお願いいたします。

光が丘第一中学校 PTA会長 吉田一修

今年度より光が丘第一中学校に参りました、校長の豊田貴志（とよだたかし）と申します。光が丘第一中学校が生徒にとって「明日も通いたくなる学校」に、保護者の皆様や地域の皆様にとって「希望」となるように、誠心誠意、教職員一同努めて参ります。今後とも本校の教育活動にご理解とご支援をいただきますようよろしくお願いいたします。

さて、先日の入学式を終え、3学年すべての生徒がそろい、令和5年度を無事にスタートすることができました。生徒たちの表情の明るさがたいへん印象的でした。また始業式や入学式に臨む立派なその姿勢から、生徒たちの大きな成長と活躍を期待せずにはられません。

今年度は感染症対策を引き続き行いながらも、コロナ前の「通常の学校生活」へと戻していく段階となります。子供たちの安全や安心、落ち着いた学校生活の環境をつくるためには保護者の皆様のご協力が不可欠です。生徒の活動が実り多きものになるよう、PTA活動に引き続きのご協力をお願いいたします。

光が丘第一中学校 校長 豊田 貴志



《令和4年度 本部役員年間活動報告》

令和4年4月～令和5年5月

	役員会	運営委員会	行事・地域関係等
R4年 4月	・新役員選出	・新委員選出	・光が丘四季の香小入学式(参列なし) ・光一中入学式(参列なし) ・練馬区青少年育成光が丘地区委員会支援部会 ・練馬区青少年育成光が丘地区委員会総会 ・PTA書面総会 ・離任式
5月	・新旧役員引継ぎ ・新年度役員打合せ	・新旧委員引継ぎ ・新委員長、副委員長選出 ・新年度委員打合せ ・第1回運営委員会 ・運営委員会だよりNo.1	・PTA保険更新 ・PTA会費集金 ・練馬区青少年育成光が丘地区委員会支援部会
6月			・光一中運動会 ・練馬区青少年育成光が丘地区委員会支援部会 ・学校評議員会
7月	・PTA主催講演会		
8月			
9月		・第2回運営委員会 ・運営委員会だよりNo.2	・練馬区青少年育成光が丘地区委員会支援部会
10月			・光が丘地区祭 ・光一中文化発表会 ・練馬区青少年育成光が丘地区委員会支援部会
11月			・練馬区青少年育成光が丘地区委員会支援部会 ・学校評議員会 ・練馬区中学校駅伝大会(中止)
12月		・第3回運営委員会 ・運営委員会だよりNo.3	

	役員会	運営委員会	行事・地域関係等
R5年 1月			・練馬区新年賀詞交換会 ・青少年育成新春懇談会 ・旭町南地区区民館新年初顔合わせ会 ・練馬区青少年育成光が丘地区委員会支援部会
2月			・新入生保護者説明会 ・学校評議員会 ・練馬区青少年育成光が丘地区委員会支援部会
3月		・第4回運営委員会 ・運営委員会だよりNo.4 ・新委員選出	・練馬区青少年育成光が丘地区委員会支援部会 ・育成支援部会中学生サミット ・卒業証書ホルダー贈呈式 ・会計監査 ・光一中卒業式 ・光が丘四季の香小卒業式(参列なし)
4月	・新役員選出	・新委員選出	・光が丘四季の香小入学式(参列なし) ・光一中入学式 ・書面総会 ・練馬区青少年育成光が丘地区委員会総会 ・離任式
5月	・新旧役員引継ぎ ・新年度役員打合せ	・新旧委員引継ぎ ・新委員長、副委員長選出 ・新年度委員打合せ	・練馬区青少年育成光が丘地区委員会支援部会 ・PTA会費集金

令和4年度 学年学級委員会 活動報告

PTA会費集金 5月27日 朝実施

制服リサイクル 7月 4日～7月9日…回収 在校生向け展示日…随時
1月30日～2月3日…回収 2月9日…展示(新1年生)
3月22日～4月11日…回収

修学旅行業者選択会議 11月14日

クラス懇親会 全学年 今年度は実施しませんでした。

全学年会計監査(教材費等) 全学年 令和2年度より廃止

「卒業を祝う会」準備・実施 今年度の開催は無し

今年度は、記念品を2つ準備しました。

5 月 1 6 日 卒対費集金のお知らせを配布
5 月 2 7 日 卒対費集金
1 2 月 1 日 記念品(フォトフレーム付き時計)納品、検品
1 月 3 0 日 記念品(フラワーソープ)納品、検品

その他 運動会パトロール
運営委員会出席(計4回)

令和 4 年度 広報委員会 活動報告

1. 年間活動報告

・広報誌「光一中」を 3 回発行

第 98 号 令和 4 年 7 月 15 日発行、第 99 号 令和 4 年 12 月 21 日発行、
第100号 令和 5 年 3 月 17 日発行

※校内(生徒、教職員)への配布のほか、近隣小学校 2 校、練馬区中学校 8 校、
評議員 7 名への配布

2. 広報誌の内容

教職員、生徒の学校行事の様子を紹介。

・第 98 号 (8頁)

校長先生の言葉、入学式の写真、運動会、校歌、PTA 役員紹介、PTA 会長からの言葉

・第 99 号 (8頁)

2 年校外学習、1 年 English Camp、3 年修学旅行、文化発表会(合唱コンクール)、
吹奏楽部(連合音楽会)

・第100号 (4頁)

校長先生の言葉、1 年校外学習、練馬区連合ダンス発表会、2 年マナー教室
1 年防災学習、2 年スキー教室、PTA 会長からの言葉、光一中生の活躍

写真の撮影、編集作業、印刷業者への依頼、配布作業を分担し、それぞれが出来る
事をしました。

令和4年度 校外委員会 活動報告

校外委員会は、練馬区青少年育成光が丘地区委員会環境部と光一中避難拠点連絡会のメンバーとして会議に参加し、子供たちの健全育成活動に協力しました。以下に1年間の活動を報告します。

1、練馬区青少年育成光が丘地区委員会環境部としての活動

環境部会出席

環境部会では、活動内容の検討、光が丘地区の青少年を取り巻く環境についての情報提供や、防犯防火連携組織発足について話を進めて参りました。

例年実施の地域パトロール、薬物乱用防止キャンペーンは日程も決まり、3年ぶりに実施予定でしたが、今年度も新型コロナウイルス感染症拡大に伴い中止となりました。

2、避難拠点連絡定例会

避難拠点連絡定例会、総会出席

震災総合訓練、防災訓練参加

避難拠点連絡定例会では震災総合訓練と防災訓練の説明と準備について案内がありました。

訓練後の会議では、訓練の改善点などの意見交換をしました。

3、その他

運営委員会出席

運動会自転車整理 参加

光が丘地区祭 模擬店(綿あめ作り、販売)手伝い

クリーンキャンペーン(今年度は光が丘清掃工場見学へ変更)

令和 5 年度本部役員活動方針及び活動計画（案）

＜＜方針＞＞

子供たちが安心安全に学校生活を送ることを第一に考え、長年にわたり、教職員、地域の方々との築き上げてきた信頼関係を継承しつつ、令和の時代に即した「無理なく参加できる PTA 活動」を目指し、運営を行っていきたいと思います。

＜＜活動計画＞＞

- ◇ 本部役員・各委員会担当決め、及び前年度からの引継ぎ
- ◇ 書面総会
- ◇ PTA 行事の企画・運営
- ◇ 練馬区青少年育成光が丘地区委員会支援部会
- ◇ 光一中避難拠点運営連絡会 他 地域との連携
- ◇ 運動会など学校行事協力

令和 5 年度《専門委員会》活動方針・活動計画(案)

校外委員会

保護者と教職員が協力して、学校と家庭と地域との連携に努め、生徒の安全確保・非行防止等、健全育成を図ることを目的に活動します。

- ☆ 青少年育成光が丘地区委員会環境部の活動への協力・参加
- ☆ 光一中避難拠点運営連絡会の活動への参加

広報委員会

会員相互の意見交換の場としての役割を果たし、保護者・教職員・生徒の理解が深まるような広報活動を目指します。

そのために広報誌では、できるだけ多くの会員及び生徒を紹介できるよう努めます。

学年学級委員会

会員相互の理解と親睦を深めることを目的とし、保護者と担任・副担任との交流を図ります。また、卒業生・在校生の不要となった物の再利用、卒業を祝う会を企画します。

- ☆ 懇親会
- ☆ 制服リサイクル
- ☆ 卒業対策(卒業を祝う会の企画・卒業記念品の手配)

状況によっては、本部役員および専門委員会の活動計画の変更や中止することもあります。予めご了承ください。

練馬区立光が丘第一中学校PTA規約

1. 名称及び所在地

本会は、「練馬区立光が丘第一中学校PTA」と称する。

本会は、練馬区光が丘6-5-1 練馬区立光が丘第一中学校内に置く。

2. 会 員

本会は、本校生徒の保護者と教職員で組織する。

3. 目 的

本会は、保護者と教職員が協力して学校と家庭と地域との連携を取り、生徒の健全育成を図るとともに、会員相互の親睦を深め、教養を高めるための諸活動を行う。

4. 方 針

本会は、特定の政党・宗教に偏ることなく又営利を目的とする行為は行わない。

5. 委 員

各学年から、本部役員、校外委員、広報委員を選出し、学年学級委員は、各クラスから選出する。

選出する人数は、本部役員会に一任する。

6. 組 織

本会に、次の組織を置く。

(イ) 総会 (ロ) 本部役員会 (ハ) 運営委員会 (ニ) 会計監査

7. 総 会

(1) 総会は、全会員をもって組織される本会の最高議決機関である。

(2) 総会は、定期総会及び臨時総会とし、会員の出席又は書面をもって行うものとする。

(3) 定期総会は、年1回開催し、次の事項について審議する。

① 前年度の活動報告及び決算報告 ② 新年度の活動計画案及び活動予算案

③ 新役員及び会計監査の承認 ④ その他必要事項

(4) 臨時総会は、運営委員会が必要と認めたとき、又は会員の3分の2以上の要求があったとき開催する。

(5) 総会は、会員の過半数の出席（委任状を含む。）又は書面回答をもって成立し、議決は出席者又は書面回答の過半数の同意を必要とする。

8. 本部役員会

本部役員会は、下記の役員により構成され、必要に応じて会を開くことができる。

会長、副会長（うち1名は副校長）、書記、会計

会長に支障がある時は、副会長が代行を務める。

9. 運営委員会

(1) 運営委員会は、役員、各専門委員会の委員長、副委員長、委員、及び教職員によって構成し、日常活動の推進とその他必要事項を審議決定する。

(2) 運営委員会は、構成員の求めに応じ適時開催する。

(3) 「運営委員会だより」を通じて会員にその報告をする。

10. 専門委員会

本会は、学年学級委員会、広報委員会、校外委員会を置く。

各委員会から委員長、副委員長を互選し、教職員を顧問に置き、必要に応じて委員会を開くことができる。

- (1) 学年学級委員会は、学年学級間の連絡を密に、活動の円滑化を図る。
- (2) 広報委員会は、PTA活動及び会員相互の意見交換等の広報活動を行う。
- (3) 校外委員会は、学校、家庭、地域と協力し生徒の健全育成を図るための諸活動を行う。
- (4) その他 各委員は適宜必要に応じて活動をする。

11. 会計監査

- (1) 会計監査は、一般会員の中から3名を選出し、うち1名は教職員とする。
- (2) 会計監査は、当該年度の会計を監査し、総会で報告する。

12. 会 費

- (1) 本会の会費は、一世帯年額1,000円とする。
- (2) 途中入会の場合は、月100円とし、月割で計算する。ただし上限は1,000円とする。

13. 慶弔規定

- (1) 生徒、保護者、教職員及びその配偶者の不幸に弔意を表す。金額は5,000円とする。
- (2) 上記以外の場合は、本部役員会又は運営委員会にてそのつど協議する。

14. 渉外費

- (1) 本校及び関連小・中学校の周年行事に祝意を表す。金額は3,000円とする。
- (2) 上記以外の場合は、運営委員会にてそのつど協議する。

15. 規約の改廃

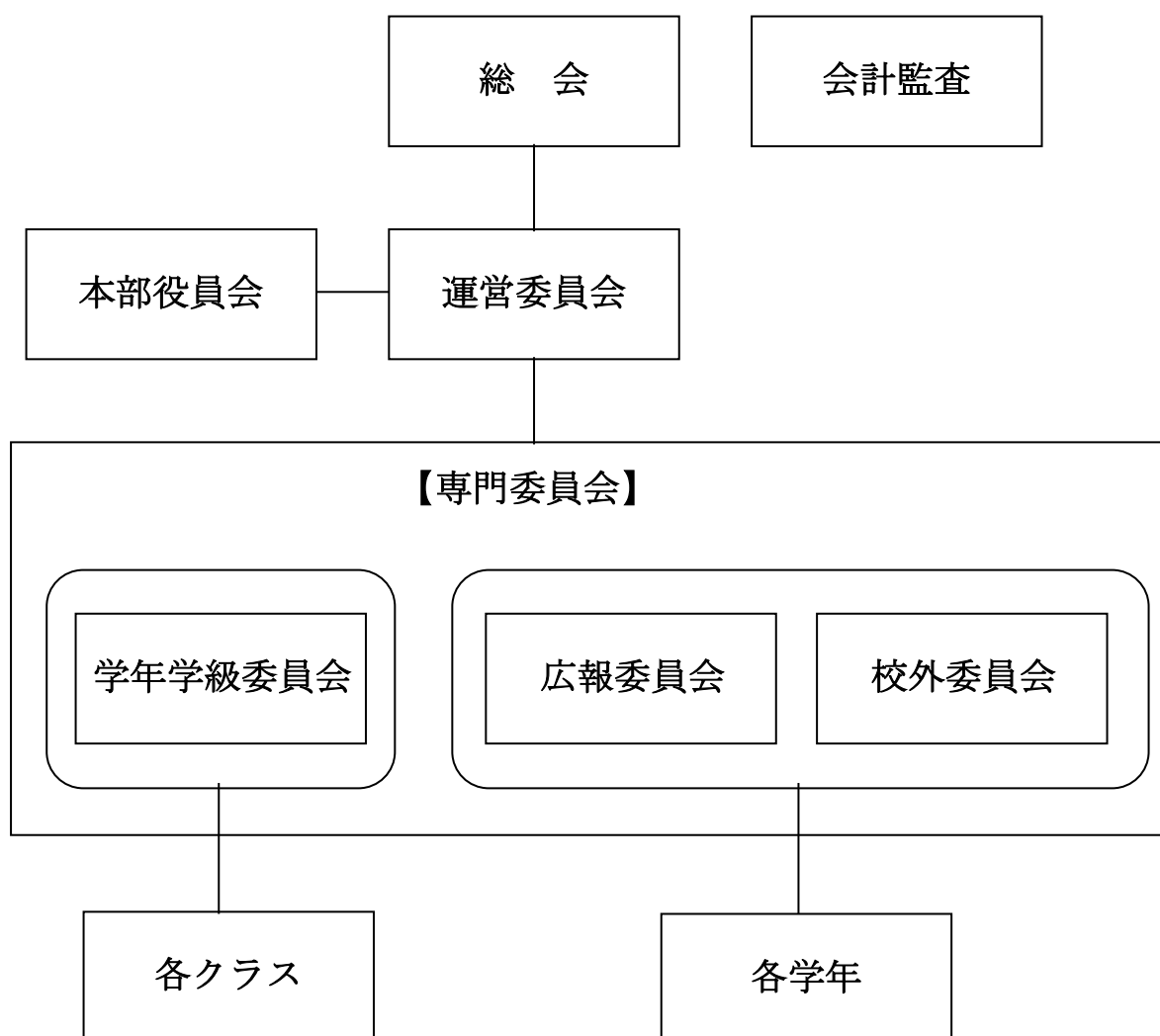
本規約を改廃するときは、総会の議決を必要とする。

16. 付 則

本規約は、昭和60年4月1日から実施する。
本規約は、昭和61年4月1日から改正実施する。
本規約は、昭和62年4月1日から改正実施する。
本規約は、昭和63年4月1日から改正実施する。
本規約は、平成元年4月1日から改正実施する。
本規約は、平成9年4月1日から改正実施する。
本規約は、平成10年4月1日から改正実施する。
本規約は、平成13年6月1日から追記実施する。
本規約は、平成16年5月14日から改正実施する。
本規約は、平成17年5月6日から改正実施する。
本規約は、平成18年5月8日から改正実施する。
本規約は、平成25年5月9日から改正実施する。
本規約は、平成27年4月30日から改正実施する。
本規約は、平成30年5月7日から改正実施する。

(令和3年4月19日字句修正)

練馬区立光が丘第一中学校 P T A 組織図



『P T A 団体保険』について

今年度も、「P T A 団体保険」の加入をするにあたり、契約内容をお知らせいたします。

〈名 称〉 団体保険

〈契約先〉 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

〈対象者〉 1) 練馬区立光が丘第一中学校在校生徒および P T A 会員
2) 上記以外の行事参加者で、P T A 会長が認めた者

〈保険料〉 一世帯 約 1 2 0 円

〈補償内容〉

① 賠償責任保険（生徒数より保険料算出）

- P T A 行事中に他人にケガをさせてしまった
- P T A 行事中に学校の器物を壊してしまった

補償項目		支払限度額			免責金額
		1 名	1 事故	保険期間中	1 事故
P T A 活動遂行に伴う賠償危険	身体障害	1, 000 万円まで	5, 000 万円まで		1 千円
	財物損壊		500 万円まで		1 千円
保管物賠償危険	財物損壊	10 万円まで	500 万円まで	500 万円まで	5 千円

② 傷害保険（家庭数より保険料算出）

- P T A 行事中に起こる偶然・突然・予想されぬ事故（学校行事中の事故は除く）

死亡・後遺障害	200 万円まで
入院	2, 500 円／日
通院	1, 500 円／日